

立川市防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定による。

## 立川市防災会議条例の一部を改正する条例

立川市防災会議条例（昭和38年立川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)及び(2) .....略.....	(1)及び(2) .....略.....
(3) 前号に <u>定める</u> 重要事項に関し、市長に意見を述べること。	(3) 前号に <u>規定する</u> 重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4) .....略.....	(4) .....略.....
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条 .....略.....	第3条 .....略.....
2～5 .....略.....	2～5 .....略.....
6 委員の総数は、 <u>43人</u> 以内とする。	6 前項の委員の総数は、 <u>40人</u> 以内とする。
7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 <u>前任者</u> の残任期間とする。	7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 <u>その</u> 残任期間とする。
8 委員は、再任されることがある。	8 前項の委員は、再任されることがある。
(議事等)	(議事等)
第5条 この条例に規定するもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。	第5条 この条例に規定するもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。